

独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入に関する検討事項（案）

〔検討順序〕

- ① 想定しうる課題解決手段の方向性及び検討事項を整理 [本日の議題]
- ② 独占的ライセンスの対抗制度の導入の検討
- ③ 独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の検討

1. 想定される課題解決手段の方向性

(1) 検討対象となる場面

独占的ライセンシーがそのライセンスの独占性（自分以外の者には利用を行わせないという点）を対抗し、差止めを請求する場面としては、独占的ライセンス契約の締結後に現れた⑦著作権の譲受人、⑧他のライセンシー（二重ライセンスの場合の他のライセンシー、出版権者等が想定される。）、⑨不法利用者（著作権侵害者）に対し、その独占性を対抗し、差止めを請求するという大きく3つの場面が想定される。

また、特に言及がある場合を除き、検討対象とする独占的ライセンスは、ライセンサーが著作権者であって、著作権者自身も利用できない態様の完全独占的ライセンスを指すものとし¹、また、独占的ライセンシーを1人とする内容のものであることを前提とする²。

【検討事項①】

- ・今回導入を検討している独占的ライセンスの対抗制度の「対抗」の範囲は、独占的ライセンスのうちの「独占性+利用権」の部分ではなく、「独占性」の部分のみと考えてよいか。また、そのように考えてよいとする場合、独占的ライセンスについても、「利用権」の部分については、平成30年度、本ワーキングチームで検討された一般的な利用許諾に係る権利の対抗制度³の適用対象であると考えてよいか。

¹ 独占的ライセンスには、完全独占的ライセンス（著作権者自身も利用しないし、独占的ライセンシー以外の者に利用許諾もしないという内容の独占ライセンス）と不完全独占的ライセンス（一定の範囲で著作権者による利用は認めるが、独占的ライセンシー以外の者に利用許諾はしないという内容の独占的ライセンス）が有り得るが、不完全独占的ライセンスの扱いについては、下記3（5）において別途検討事項として挙げている。

² ライセンス契約の中には、複数人による独占的利用を認める態様のものも有り得るが、そのような態様の契約の扱いについては、下記3（7）において別途検討事項として挙げている。

³ 一般的な利用許諾に係る権利の対抗制度については、平成30年度第4回法制・基本問題小委員会（平成30年10月29日）において、ワーキングチームから、対抗要件を要

(2) 想定しうる課題解決手段の方向性

各検討課題の個別の検討を進める前提として、想定しうる課題解決手段の方向性を整理する。ここでは、当該課題解決手段が実現可能か否かを問わず、検討の俎上にあげるべき課題解決手段を整理することを目的としている。

【調査研究における整理】

外部機関による調査研究⁴（以下、当該調査研究又はその報告書を単に「調査研究」という。また、調査研究に基づくアンケート調査・ヒアリング調査をそれぞれ「アンケート調査」・「ヒアリング調査」という。）の内容を踏まえると、独占的ライセンスの対抗制度及び独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入についての課題解決手段の方向性としては、以下のようなものが検討の対象になると考えられる。

（独占的ライセンスの対抗制度）

- ① 「登録」により独占的ライセンスの対抗を認める制度を導入する。
- ② 「独占的ライセンス契約締結の事実及び独占的ライセンスに基づく事業の実施」により独占的ライセンスの対抗を認める制度を導入する。
- ③ 「独占的ライセンス契約締結の事実」のみにより独占的ライセンスの対抗を認める制度導入する⁵。
- ④ 「悪意者又は悪意有過失の第三者」に対しては独占的ライセンスを対抗できるという制度を導入する。

（独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度）

- i. 債権としての独占的ライセンスに基づく差止請求権を認める制度を導入する（債権構成）
- ii. 特許法における専用実施権、商標法における専用使用権のように分野を限らない準物権的な独占的利用権を創設する（物権構成）。

することなく当然に対抗できることとする制度（当然対抗制度）を導入することが適当である旨の審議経過報告がなされ、この内容が、平成31年2月4日に法制・基本問題小委員会報告書、平成31年2月13日に文化審議会著作権分科会報告書として取りまとめられた。

⁴ 平成29年度文化庁委託事業「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」（一般財団法人ソフトウェア情報センター）

⁵ 「契約の事実のみ」を対抗要件とする場合は、契約締結について書面性を要求する方法と口頭のみでも足りるとする方法の2つの方法が有り得ると思われる。

【検討事項②】

- ・上記で整理した課題解決手段（①乃至④及びi 及び ii）のほかに想定される課題解決手段があるか。例えば、調査研究では触れられていないが、独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度については、以下のような方向性も考えられるか否か検討してはどうか。
 - iii. 独占的ライセンスについて債権者代位権の行使要件を明文化した規定を創設する。
 - iv. 著作権法第118条のように一定の場合に独占的ライセンシーが自己の名をもって、権利保全行為を行い得る旨の規定を創設する。
- ・上記で整理した課題解決手段（①乃至④及びi 及び ii）のうち、検討対象にすべきでないものがあるか。
- ・対抗又は差止めの相手方の属性（上記（1）で整理した㊶著作権の譲受人、㊷他のライセンシー、㊸不法利用者）に応じて課題の解決手段の方向性に違いが生じるか。
- ・独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度について、いずれの課題解決手段を選択するかに応じて、独占的ライセンスの対抗制度の課題解決手段の方向性に違いが生じるか⁶。
- ・独占的ライセンスの対抗制度と独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度のうち、いずれか一方のみを導入する可能性はあるか。

2. 独占的ライセンスの対抗制度に関する検討事項

（1） 独占的ライセンスの対抗制度の導入の必要性

【調査研究における整理】

■独占的ライセンスの対抗制度導入の検討の必要性

調査研究においては以下のとおり独占的ライセンスの対抗制度の導入の検討の必要性が示されている（調査研究67頁及び68頁）。

著作物等の独占的ライセンスに関しては、アンケート・ヒアリング結果を踏まると、実務上相当程度用いられていること、その性質上、他社を排除して利用をできる法的な地位が与えられなければ、その契約の目的が完全には実現できないこと、他者を排除した独占的な利用ができる地位を得るために非独占的ライセンスよりも高いライセンス料の支払を伴い契約を締結するケースが多いこと等から、譲受人等の第三者との関係でライセンシーの独占性を主張できる制度に関するニーズが多く存在することが確認された。

特にヒアリングでは、映像、商品化、写真、舞台、広告等の分野において、独占的ライセンスが用いられている又は事実上独占状態にあるものが多く存在することが確認されると

⁶ 例えば、下記2（3）の【検討事項④】でも触れているところであるが、独占的ライセンシーに付与する差止請求権について ii の物権構成を採用する場合は、当該差止請求権の根拠となる物権的な独占的利用権についての対抗制度の導入が問題となり、物権的な独占的利用権の対抗制度の立て付けについて上記①乃至④の立て付けが有り得るのか否かが問題となると考えられる。

ともに、独占的ライセンスを受ける場合には高額なライセンス料の支払やプロモーション等の多額の投資を行うことが多く、引き続き独占的な利用を期待する意見が多く見られた。

(中略)

これらを踏まえると、独占性に対する期待を保護する制度については一定のニーズが存在するため、その検討を行うべきと考えられる。

【検討事項③】

- ・上記の整理を踏まえると、独占性に対する期待を保護する制度については一定のニーズが存在するため、その検討を行う必要性が認められると考えてよいか。

(2) 契約承継の問題との関係

【調査研究における整理】

調査研究においては、独占性に対する期待の保護の方法として、独占性についての契約承継のルールを定めるという方法ではなく、独占的ライセンスの対抗制度の導入という方法が示されている（調査研究67頁乃至69頁）。

独占性に対する期待の保護の方法としては、上記アで検討した著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度を設けることと併せて、独占性を契約の承継の問題として扱い、一定の場合には独占性が承継される旨規定することが考えられるところである。しかし、契約の承継に関しては、上記イで検討したとおり、制度設計には慎重な検討を要することから特段の規定を設けないことが有力な選択肢と考えられ、独占性についてのみ契約の承継についてルールを設けることは反対解釈を招きかねず妥当ではないと考えられる。

この点に関し、不動産賃借権に係る対抗制度では、有体物である不動産を目的物としているため、対抗要件を備えた場合には、自らの利用を妨げられないだけでなく自分以外の者に利用を行わせないことまで対抗することが可能となることを踏まえれば、著作物等の利用許諾に係る権利についても、自らの利用を妨げられないという点について対抗を可能とする制度（上記アにおいて検討した利用許諾に係る権利の対抗制度）に加えて、それとは別に自分以外の者に利用を行わせないという点（独占性）についても対抗を可能とする制度を設けたとしても民法の一般法に反するものではないと考えられるところである。

【検討事項④】

- ・上記の整理及び平成31年2月の文化審議会著作権分科会報告書の整理⁷を前提として、

⁷ 平成31年2月の文化審議会著作権分科会報告書では、「著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度とは、…利用許諾に係る利用方法及び利用条件に従って著作物を利用することができるという点について対抗を可能とする制度をさし、自分以外の者には利用を行わせないという点（独占性）の対抗を可能とするものではないものとして検討を行うこと」とされ、独占性の対抗を可能とする制度については、「利用許諾に係る権利の対抗制度とは譲受人に与える影響の程度が異なるため、その不利益の程度に応じた適切な対抗力の付与の

独占性に対する期待の保護の方法としては、独占性についての契約承継のルールを定めるという方法ではなく、独占的ライセンスの対抗制度の導入という方法を検討すべきと考えてよいか。

- ・独占性に対する期待の保護の方法について、独占的ライセンスの対抗制度を導入する方法とした場合、契約承継の問題についてはどのように考えるべきか。

(3) 制度設計について

【調査研究における整理】

■独占的ライセンスの保護について（調査研究67頁乃至69頁）

独占性の対抗制度の導入については、調査研究において以下のとおり整理されている（調査研究69頁）。

なお、上記アにおいて利用許諾に係る権利の対抗制度の導入を検討するに当たっては、これまで譲受人は譲り受けた著作物等の利用を行うことができることを前提にその与え得る不利益の程度を考慮してきたが、独占性を対抗することができる制度を設ける場合には、その前提が当てはまらなくなるため、改めて譲受人に与え得る不利益の程度を考慮した慎重な検討が必要とされる。

検討委員会においては、独占的ライセンスを対抗することができるとする制度を設ける場合には、譲受人は自らの利用や重畳的ライセンスをすることができないことになるため、独占的ライセンスの対象となる著作権等を譲り受けた譲受人の不利益が大きいことから、公示又は善意の譲受人の保護が必要であることが確認された。その具体的な在り方については、自分以外の者に著作物の利用を行わせないという点について第三者に主張できるという効果を認めるに当たっては登録のように公示をする制度とするのが本来的には望ましいものの、著作権の発生については無方式主義が採用されており登録が活用されにくいこと、日々発生する大量の著作物等について登録を行うことは現実的ではないことから、他の方法が検討されるべきとの意見が多かった。他の方法としては、対抗要件は不要とし、悪意者あるいは悪意有過失の第三者に対しては対抗することができるとする制度とすれば、善意無過失の譲受人は保護されるため問題が少ないのではないかという意見があった。この意見に対しては、第三者の主観を基準とすると、善意無過失の第三者は利用を継続できるとなり適法に利用できる者が複数存在する事態が生じるところ、そのような場合は事実上独占状態ではなくなり、法律関係が複雑となる場面が多いことから、何らかの客観要件を対抗要件とし、その具備の先後により優劣を決するのが望ましいのではないかという意見があった。

在り方について検討を行う必要があるところ、…もう一つの検討課題である『独占的ライセンスへの差止請求権の付与』の在り方を考える上で密接に関わる論点になり得ることから、当該検討課題と併せて今後検討を行うこと」とされている。

また、独占的ライセンスの保護について検討がされる場合には、上記の諸点に加え、後述の独占的ライセンシーへの差止請求権の付与の在り方を考える上で密接に関わる論点となり得ることから、併せて検討がなされることが望ましいと考えられる。

■差止請求の要件について（調査研究122～124頁）

調査研究におけるアンケート調査結果では差止請求の要件について以下のとおり意見が出されている（調査研究122頁及び123頁）。

アンケートでは、ライセンシーの立場となったことのある者に対して、独占的ライセンシーが差止請求権を行使できる際の要件について「登録」、「事業実施」、「契約の事実のみ」のそれぞれどの程度望ましいかとの質問を行ったところ、それぞれに対する「非常に望ましい」「やや望ましい」との回答の割合は、「契約の事実のみ」が最も多く87.5%、「事業実施」が67.5%、「登録」が42.5%となった。理由としては、契約の事実のみとすることに関しては、迅速な対応を行う必要があることから契約の存在のみで差止めできることが望ましいとする意見があった。事業実施に関しては、ライセンス契約後すぐに事業実施するとは限らないことや、立証の手間を要するため望ましくないとする意見があった。登録に関しては、費用や手続き面でライセンシーに過大な負担を強いるものであるとの意見や、登録の困難さから現実に機能しなくなってしまうとの懸念が示された。

（中略）

ヒアリングでは、独占的ライセンシーの差止請求権の行使の要件について、事業実施や登録を要件とすべきとする意見が見られた。

（中略）

ヒアリングでは、独占的ライセンシーに対して差止請求権を付与することについて、著作権者等（ライセンサー）の立場からは、海賊版対策等の侵害排除の円滑化に繋がり歓迎する意見が多くみられた。一方で、独占的ライセンシーが著作権者等に無断で権利行使を行うことに対する不安感も示された。これに対しては、権利行使の際に権利者の承諾を得るのは負担となるといった意見や、実際の権利行使は著作権者等に確認を取った上で行われるものと考えられるので著作権者等の意に反した権利行使がなされることはないのではないか、といった意見があった。

【検討事項⑤】

- ・ 対抗要件として、どのような要件を定めるかについては、「登録」、「契約の事実+事業実施」、「契約の事実のみ⁸」（調査研究23頁参照）、「悪意者又は悪意有過失の第三者に対抗できる制度」（調査研究69頁）以外の選択肢が考えられるか。それぞれのメリット・デメリットはどこにあるか。
- ・ 上記を踏まえ、どのような対抗要件とすべきか。債権構成によって差止請求権を認める場合に備えるべき対抗要件（債権としての独占的ライセンスの対抗要件）と物権構成によって差止請求権を認める場合に備えるべき対抗要件（物権的な独占利用権の対抗要件）に違いがあるか。

⁸ 「契約の事実のみ」を対抗要件とする場合は、契約締結について書面性を要求する方法と口頭のみでも足りるとする方法の2つの方法が有り得ると思われる。

- ・物権構成によって差止請求権を認め、物権的な独占的利用権の対抗制度を導入する場合には、別途債権としての独占的ライセンスに対抗制度を導入する必要があるか。債権としての独占的ライセンスの対抗制度を導入する場合は、債権としての独占的ライセンスを「対抗」できることによって何を実現できるようにするか。

(4) その他の付随的検討事項

■著作権等管理事業への影響

3. 独占的ライセンシーへの差止請求権の付与に関する検討事項

(1) 独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入の必要性

【調査研究における整理】

■独占的ライセンシーへの差止請求権の付与の検討の必要性（調査研究98～103頁，111頁）

調査研究では、独占的ライセンシーへの差止請求権の付与の検討の必要性について以下のとおり整理されている（調査研究111頁）。

現行著作権法上、独占的な利用に対する期待を有するライセンシーであっても、差止請求権は与えられていないため、第三者が無断で当該著作物等を利用している場合に、その利用（著作権等侵害）を排除することはできない。

そのため、独占的ライセンシーは著作権者等に差止請求権を行使するよう要請をすることになるところ、アンケート・ヒアリング調査からは、数えきれない程に存在する著作権侵害に対し著作権者等に逐一協力を請うことは困難であることや、著作権者等であることの証明の際に著作権者等の実名や住所等の個人情報伝えなければならない場合があり著作権者等・独占的ライセンシーの双方がそれを避けたいと考えていることや、訴えを提起することに対するレピュテーションリスクをおそれて侵害排除への協力を忌避する著作権者等も存在すること等から、十分に実効的な海賊版対策に取り組めない状況にある。

また、ヒアリング調査からは、税関水際対策において、現行関税法上では差止請求権を有する者として著作権者等本人のみ差止申立てが可能となっているものの、著作権者等本人の住所や氏名が開示されることへの抵抗感や差止申立てに係る手続きコストを著作権者等に負担させることを避ける等の理由から、不本意にも差止申立ての断念に繋がりがねない状況になっていることが示された。

このような状況から、現在は、独占的ライセンシーが自ら警告状を送付する等の方法で侵害を行う第三者に対して利用を停止するよう求めるという対応策が採られる場合もある。その結果として第三者による侵害を排除することができた例も存在するが、著作権者等の委任状や著作権者であることの証明書類等の提出を求められる場合も多々存在し、必ずしも十分な効果を挙げられていないことが報告された。また、独占的ライセンスに代わり著作権等の一部譲渡を受けることで差止請求権の主体になることも対策として考えられるが、一部譲渡についての著作権者等の抵抗感があり譲渡を受けられない場合があること、一部譲渡による権利の細分化がどこまで認められるかについては明確ではなく、当事者の意思に反して一部譲渡ではなく利用許諾と判断されるおそれが否定できないことから、一部譲渡を受けることによって十分に対策が可能であるとは考えにくい。現行法の下でも債権者

代位権の転用により独占的ライセンシーが代位して差止請求権を行使するという方法が考えられるところであるが、これについては債権者代位権の行使に当たってライセンサーが侵害排除義務を負っていることを求める裁判例が存在し、実態としてライセンサーが侵害排除義務を負う場合は多くないことが確認されたとともに、そのような義務を負うことに抵抗感を有する著作権者等が存在するため、債権者代位権の行使による対応が十分可能な状態とは言い難い状況にある。

以上のように、著作権者等の協力を得るのが難しい場合が存在すること、独占的ライセンシーによる警告状の送付等による対応で十分に対策が可能とは考えにくいこと、債権者代位権の行使による対応が十分可能な状態とは言い難い状況にあること等を踏まえると、著作権者の協力を得て又は独占的ライセンシー自らによって独占状態を実現することについては課題があると認められる。

したがって、独占的ライセンシーが期待する独占状態を実現するためには、独占的ライセンシーの権利の性質や著作権者に与える影響も考慮しつつ、独占的ライセンシーへの差止請求権を付与する制度の導入について検討がされるべきであると考えられる。

【検討事項⑥】

- ・以上の実態を踏まえ、独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度の導入を検討する必要があると認めてよいか。著作権の一部譲渡や債権者代位による対応など現行法に基づく対応には一定の限界があると評価してよいか。

(2) 【債権構成の場合】差止請求権付与の正当化根拠（調査研究112～119頁，131頁）

【調査研究における整理】

当事者間の契約により生じる債権にすぎない独占的ライセンシーの権利に基づいて、契約当事者以外の者に対する差止請求を認めることができるかという点について、調査研究においては、債権である不動産賃借権に基づく妨害排除請求権の正当化根拠を応用できるかという観点から以下のように整理されている（調査研究131頁）。

債権である不動産賃借権に基づく妨害排除請求が認められていることについては、①不動産賃借権の特殊性による正当化、②対抗力による正当化、③対抗制度による正当化、④占有による正当化といったいくつかの正当化根拠が考えられるところである。独占的ライセンスに基づく権利を不動産賃借権と同様に債権的な権利とし、また、不動産賃借権と同様にその権利についての対抗制度が創設されるとすれば、独占的ライセンシーへの差止請求権付与についても、これらの正当化根拠を応用することが考えられる。

これを踏まえて、検討委員会において、独占的ライセンシーへの差止請求権付与の正当化について検討したところ、独占的ライセンシーの権利に不動産賃借権と同様の特殊性（人が生活したり事業をしたりするための基盤としての作用、特別法による継続性の強化）は認められないことから、①の正当化根拠の応用は難しいと考えられること、②～④の正当化根拠の応用については正当化根拠によって差止請求権行使の要件が異なることとなるので実務

において有効に機能するような制度となるかといった点も含めて正当化根拠に関しては更なる検討が必要であることが確認された。なお、特許法その他の知的財産権法においても、独占的ライセンシーへの差止請求権の付与については議論がなされており、著作権法において独占的ライセンシーに差止請求権を認めることとしても、他法令における議論の方向性と大きく乖離するものではないと考えられる。

また、上記①乃至④の正当化根拠を独占的ライセンスに基づく差止請求権に応用することについては以下のとおり整理されている（調査研究118頁）。

① 不動産賃借権の特殊性による正当化

これに対し、不動産賃借権の特殊性による正当化については、これを独占的ライセンスに基づく差止請求権に応用するのは困難である。

※不動産賃借権に基づく妨害排除請求権についての現在の通説とみられる。

② 対抗力による正当化

対抗力による正当化を応用するならば、対抗力を備えた独占的ライセンシーについてのみ、差止請求権が認められる。このことは、著作権の譲受人や二重独占的ライセンシーに対する差止請求権だけでなく、非独占的ライセンシーや不法利用者に対する差止請求権についても、同様である。

※不動産賃借権に基づく妨害排除請求権に関する判例は、対抗力による正当化を用いたとき、同一の結論をとっていた。

③ 対抗制度による正当化

対抗制度による正当化を応用するならば、独占的ライセンシーが対抗力を備えたときは、著作権の譲受人や二重独占的ライセンシーに対しても、差止請求権が認められる。また、非独占的ライセンシーに対する差止請求権についても、対抗力を備えることが求められることになると考えられる。これに対し、不法利用者に対しては、対抗力を備えていなくても、差止請求権が認められる。つまり、対抗力による正当化の応用と対抗制度による正当化の応用との違いは、後者によれば、前者とは異なり、不法利用者に対する差止請求権は、対抗力を備えていなくても認められる点にある。

④ 占有による正当化

占有の取得による正当化と対抗力による正当化をそれぞれ応用し、両者を併用すると、次のようになる。対抗力を備えた独占的ライセンシーについて、差止請求権が認められる（対抗力による正当化の応用）とともに、対抗力を備えていない独占的ライセンシーであっても、その目的である著作物を、事実上、自分で利用しているだけでなく、他人の利用を排除している状態にあると評価されるときは、差止請求権が認められる（占有の取得による正当化の応用）。

【検討事項⑦】

- ・当事者間の契約により生じる債権にすぎない独占的ライセンシーの権利に基づいて、契約当事者以外の者（㉗著作権の譲受人，㉘他のライセンシー，㉙不法利用者）に対する差止請求を認めることができるか。認める場合、何を正当化根拠とし、どのような要件を備える必要があるか（正当化根拠については、不動産賃借権に基づく妨害排除請求権についての正当化根拠を応用できるか）。差止請求権が認められる場合や可能な請求内容に限界はあるか。
- ・上記の整理に基づく制度について、関係者のニーズに合致していると言えるか。

（３） 著作権者の意思への配慮の要否及び方法（調査研究 120頁，123～124頁）

【調査研究における整理】

■ヒアリング調査結果概要（調査研究 122頁乃至124頁）

独占的ライセンシーに対して差止請求権を付与することについては、ヒアリング調査において以下のような意見が出ている（調査研究 123頁及び124頁）。

- もともと著作権者が有している権利を、いかに独占的とはいえ、利用者がその意思で行使することを可能にするというのは、躊躇する。権利者の了承のもとでということであれば、著作権者としても了解しやすいのではないかと思う。（一般社団法人日本美術家連盟）
- 独占的ライセンシーにいわば訴権を渡すようなことになるのは気持ちが悪い。自分の作品名や自分の名前を使って勝手に訴訟を起こさないでほしいと思うだろう。特に、漫画家が直接会ったこともないようなライセンシーが勝手に訴訟を提起するようなことは困る。著作権者の承諾を訴訟提起の条件とする制度であれば構わない。（公益社団法人日本漫画家協会）
- 権利行使の際に権利者に承諾を得るという仕組みとするのは負担が大きい。ネット上の海賊版対策はスピードが大事であるが、承諾を取るのに時間がかかると、被害が深まっていくってしまう。（一般社団法人日本雑誌協会）
- 出版社としては権利者との関係が最も重要であるので、権利行使の際には確認をすることはあり、意思に反して権利行使をすることはないと考えられる。（一般社団法人日本書籍出版協会）
- 仮に制度上独占的ライセンシーが差止請求をすることができるようになったとしても、その結果プロダクションとの契約を切られてしまうとなれば、結局は差止請求をしないことになる。（一般社団法人日本レコード協会）

■独占的ライセンサーの意思を考慮すべきか（調査研究 120頁）

独占的ライセンスに基づく差止請求権を行使するための要件として、その請求権の行使が、独占的ライセンサーの意思に反しないことを求めるべきか、という点については以下のように整理されている（調査研究 120頁）。

不動産賃借権に基づく妨害排除請求権については、その請求権の行使が、賃貸人の意思に反しないことは要件とされていない。このことは、次のようにして正当化することができる。賃貸人は、賃借人に対し、その目的物である不動産を賃借人の使用収益に適した状態に置く義務を負っている。この義務から派生するものとして、賃借人がその目的物である不動産を使用収益することができない場合において、賃借人自身に認められた妨害排除請求権を行使するときは、賃貸人は、その請求権の行使を忍容する義務を定型的に負っていると考えられる。そうだとすると、不動産賃借権に基づく妨害排除請求権の行使にあたって、賃貸人の意思を考慮することは、必要でも相当でもない。

以上の論証は、独占的ライセンスに基づく差止請求権についても、あてはまるように思われる。独占的ライセンサーは、独占的ライセンシーに対し、その目的である著作物を独占的ライセンシーの独占的な利用に適した状態に置く義務を負っている。この義務から派生するものとして、独占的ライセンシーがその目的である著作物を利用することができない場合において、独占的ライセンシー自身に認められた差止請求権を行使するときは、独占的ライセンサーは、その請求権の行使を忍容する義務を定型的に負っていると考えられる。そうだとすると、独占的ライセンスに基づく差止請求権について、その請求権の行使が独占的ライセンサーの意思に反しないことは、要件とすべきではない。

【検討事項⑧】

- ・差止請求権の行使にあたって独占的ライセンサーの承諾や独占的ライセンサーの意思に反しないことを要件とすべきでないと考えてよいか。
- ・仮に要件とすべきでないとする場合、独占的ライセンス契約において、それとは異なる定め（独占的ライセンサーの承諾等を求めるなど）をすることは妨げられないと考えてよいか。
- ・独占的ライセンサーの承諾を要件とすべきでないとして、他に独占的ライセンサーの意思に配慮した規定（例えば、独占的ライセンサーに対する事前通知義務を課す等）が考えられるか。

（４） 【債権構成の場合】改正民法第605条の4の規定との整合性（調査研究120～121頁）

【調査研究における整理】

不動産賃借権に基づく妨害排除請求権に関する改正民法第605条の4は、請求権者を、対抗力を備えた不動産賃借人であるとし、また、妨害の予防（民法第199条参照）については、規定を設けていない。

(不動産の賃借人による妨害の停止の請求等)

第 605 条の 4 不動産の賃借人は、第 605 条の 2 第 1 項に規定する対抗要件を備えた場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める請求をすることができる。

- 一 その不動産の占有を第三者が妨害しているとき その第三者に対する妨害の停止の請求
- 二 その不動産を第三者が占有しているとき その第三者に対する返還の請求

調査研究においては、改正民法第 605 条の 4 について、以下のとおり、2 つの読み方が示され、独占的ライセンシーの差止請求権を債権的に構成した場合の同条が与える影響を整理している。

■改正民法第 605 条の 4 の読み方 (調査研究 121 頁)

第 1 は、例外を定めた同条は、限定的に解釈されるべきであるとする読み方である。これによれば、(α)対抗力を備えていない不動産賃借人は、不法占拠者に対しても、妨害の停止や返還の請求をすることができない。…また、(β)対抗力を備えた不動産賃借人であっても、妨害の予防を請求することはできない。

これに対し、第 2 の読み方によれば、第 1 の読み方とは異なり、同条は、かならずしも限定的に解釈されるべきものではない。すなわち、(α)対抗力を備えていない不動産賃借人も、不法占拠者に対しては、妨害の停止や返還を請求することができるのではないかと、また、(β)妨害の停止の請求や返還の請求だけでなく、妨害の予防の請求も認められるのではないかと、今後の判例・学説による法形成に委ねられた問題だと考えられる。

■改正民法の影響

独占的ライセンシーの権利を、債権的な利用権について独占性の対抗が認められるものと構成するならば、その権利の性質は、不動産賃借権に類するものとなる。そうだとすると、独占的ライセンスに基づく差止請求権について新たに規定を設けるときは、その規定の仕方は、基本的に、改正民法の規定の仕方に従うこととなろう。したがって、独占的ライセンスに基づく差止請求権についても、(α)請求権者については、対抗力を備えた独占的ライセンシーについてのみ、規定を設けることとなる。

これに対し、(β)請求の種類については、改正民法の規定を応用することが求められる。改正民法の規定では、①妨害の停止の請求と、②返還の請求の 2 種類が定められている。このうち、無体物である著作物に関する差止請求権については、②は問題とならない。他方、①の文言は、著作権等に基づく差止請求権に合わせるならば、「侵害の停止」の請求とされることとなろう (著作権法第 112 条 1 項参照)。では、「侵害の予防」の請求についてはどうか。この請求について規定を設けないとすると、著作権等に基づく差止請求権と独占的ライセンスに基づく差止請求権とで、文言上、請求することができる種類が異なることとな

る。これでは、バランスが悪いようにもみえる。もっとも、この種の落ち着きの悪さは、改正民法においても生じている。すなわち、物権的請求権については、妨害予防請求権が認められ（大判昭和12年11月19日民集16巻1881頁）、また、占有訴権についても、占有保全の訴えが認められている（民法第199条）。それにもかかわらず、不動産賃借権については、妨害予防請求権は定められていない。その理論的な根拠は、賃借権はあくまで債権であるという点に求められている。このことは、独占的ライセンシーの権利を不動産賃借権に類似のものと構成する限り、独占的ライセンスに基づく差止請求権にもあてはまる。そうだとすると、独占的ライセンスに基づく差止請求権について新たに規定を設けるときは、——無体物である著作物の特殊性から、独占的ライセンスに基づく差止請求権についてのみ、侵害予防請求権を付け加えることを正当化することができない限り——「侵害の停止」の請求のみを定め、「侵害の予防」の請求については、とくに規定を設けないこととなる。

もちろん、そのようなかたちで規定を設けたとしても、その規定を限定的に解釈すべきであるかどうかは、新たな規定を、…第1で示したように解釈するか、その第2で示したように解釈するかによると考えられる。このうち、後者の解釈をとるならば、(α)対抗力を備えていない独占的ライセンシーも、不法利用者に対しては、差止請求をすることができるのではないかと、また、(β)侵害の停止の請求だけでなく、侵害の予防の請求も認められるのではないかと、今後の判例・学説による法形成に委ねられた問題だということになる。

【検討事項⑨】

- ・独占的ライセンシーの差止請求権を債権的に構成した場合は、改正民法第605条の4の規定との整合性をとる形で、以下のように規定することにならざるを得ないか。
(α)請求権者については、対抗力を備えた独占的ライセンシーについてのみ、規定を設ける。
(β)請求の種類については、「侵害の停止」の請求のみを定め、「侵害の予防」の請求については、とくに規定を設けない
- ・上記のような規定について、関係者のニーズに合致していると言えるか。
- ・独占的ライセンシーの差止請求権を改正民法第605条の4の規定との整合性をとる形で定める場合でも、(α)対抗力を備えていない独占的ライセンシーの不法利用者に対する差止請求の可否、(β)侵害の予防請求の可否については、今後の判例・学説による法形成に委ねられた問題であり、必ずしも一律に否定されるものではないと考えることができるか。
- ・改正民法第605条の4と異なる規定ぶりとする可能性があるか。ある場合は、どのようにそれを正当化するか。

(5) 完全独占ライセンスと不完全独占ライセンスを区別すべきか（調査研究119～120頁）

【調査研究における整理】

独占的ライセンシーに差止請求権を付与する場合に完全独占ライセンス（著作権者自身も利用しないし、独占的ライセンシー以外の者に利用許諾もしないという内容の独占ライセンス）と不完全独占ライセンス（一定の範囲で著作権者による利用は認めるが、独占的ライセンシー以外の者に利用許諾はしないという内容の独占的ライセンス）で区別すべきか、という点について調査研究では以下のように整理されている（119頁）。

第1に、不完全独占的ライセンスでは、完全独占的ライセンスとは異なり、著作権者自身の利用は禁じられない。したがって、不完全独占的ライセンシーは、完全独占的ライセンシーとは異なり、その対抗力を備えたとしても、著作権を譲り受けた者に対しては、差止請求をすることができない。

第2に、二重独占的ライセンシーと非独占的ライセンシーに対しては、不完全独占的ライセンシーも、完全独占的ライセンシーと同じように、その対抗力を備えたときは、差止請求をすることができると考えられる。なぜなら、完全独占的ライセンスと不完全独占的ライセンスとの違いは、著作権者自身の利用が禁じられるかどうかにはかないからである。言い換えれば、不完全独占的ライセンシーであっても、完全独占的ライセンシーと同じように、その対抗力を備えたときは、著作権者以外の者の利用を禁じることができるとに変わりはないと考えられる。

第3に、これと同一の論理により、不完全独占的ライセンシーも、完全独占的ライセンシーと同じように、不法利用者に対して、差止請求をすることができるとみるべきである。そのために対抗力を備える必要があるかどうかは、差止請求権をどのように正当化するかによることとなる…。

つまり、完全独占的ライセンシーと不完全独占的ライセンシーとでは、著作権の譲受人に対して差止請求をすることができかどうかを除いて、差止請求権が認められる範囲に違いはないと考えられる。

【検討事項⑩】

- ・完全独占的ライセンシーと不完全独占的ライセンシーとでは、著作権の譲受人に対して差止請求をすることができかどうかを除いて、差止請求権が認められる範囲に違いはないと考えてよいか。

（6） 【物権構成の場合】 出版権との関係

物権的な独占的利用権を創設し、これに基づく差止請求権を認める制度とする場合、出版権（著作権法第79条乃至第88条）との関係を整理する必要があるが、以下の点について検討が必要と思われる。

【検討事項⑩】

- ・出版以外の分野にも適用されることになる物権的な独占的利用権について、著作権の規定（著作権法第79条乃至第88条）と同様の規定を設けて問題ないか。追加、削除又は修正が必要な規定があるか。
 - ・物権的な独占的利用権を創設する場合、著作権は新たに創設される独占的利用権の一部に取り込む形にすべきか。著作権を別途残しておく意義があるか。
 - ・新たに創設される独占的利用権とは別に著作権を残す場合、当該独占的利用権に係る規定との関係で、著作権の規定についても追加、削除又は修正が必要になるか。
- ※なお、債権としての独占的ライセンスに基づく差止請求権を認める場合にも、著作権を別途残しておくべきかは問題になるものと思われる。

（7） その他の付随的検討事項

- 施行日前に設定された独占的ライセンスを保護対象にすべきか
- 複数人による独占的な利用を認めるライセンス契約にも差止請求権を付与するか
- 独占的ライセンシーから独占的なサブライセンスを受けたサブライセンシーの取扱い
- 特許法その他の知的財産権法との関係
- 差止めの範囲（何等か限界を法定しておく必要があるか）

以上